

総務教育常任委員会資料

(平成29年10月6日)

〔件名〕

- ・産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について 【税務課】・・・1
- ・鳥取中央農業協同組合の不祥事への対応について
【行政監察・法人指導課】・・・2
- ・県政モニタリング事業「第2回モニター会議」の概要について
【業務効率推進課】・・・4
- ・北朝鮮による拉致被害者等帰国支援に向けた啓発活動について
【人権・同和対策課】・・・5
- ・鼎談「鳥取県に進駐軍がいた頃」の開催及び占領期の鳥取を知る会の状況について 【公文書館】・・・6

総 務 部



産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について

平成29年10月6日
税 務 課
循環型社会推進課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「産業廃棄物処分場税」について、現行の税制及び税込用途を維持して適用期間を5年間延長する県税条例改正案を11月定例県議会に提案する方向で作業を進めているので報告する。

1 税制度の概要

納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入（自社処分場への搬入は非課税）
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入（特別徴収） 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分は申告納付
課税免除	下水処理に伴い発生する汚泥等
適用期間	創設時 平成15年4月～平成18年3月（3年間） 延長時 平成18年4月～平成20年3月（2年間） 再延長時 平成20年4月～平成25年3月（5年間） 再々延長 平成25年4月～平成30年3月（5年間）
使 途	・産業廃棄物の適正な処理促進に関する施策費用 （リサイクル技術開発や処理施設確保のための周辺整備費等）

2 適用期間を延長する理由

産業廃棄物処分場税及びこの税を主な原資とする鳥取県産業廃棄物適正処理基金の平成25年度以降の残高は、次のとおりであり、課税目的の一つである産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の確保に向けた税収は今後も必要であるため。

＜基金の残高等の状況＞

（単位：千円）

区 分	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末 （見込）
単年度税収	7,831	13,334	14,662	11,622	13,115
税収累計額（※）	213,963	227,297	241,959	253,581	266,696
うちセンターへの貸付残高	—	—	90,427	89,893	92,893
うち産業廃棄物適正処理基金残高	174,913	181,594	49,799	55,726	59,278

※ 税収累計額は、鳥取県環境管理事業センターに貸し付けていた運営資金貸付金の繰上償還金（138,092千円。平成24年度に産業廃棄物適正処理基金へ全額繰入）を含む。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成29年10～11月 業界団体、経済団体からの意見聴取
特定納税義務者（搬入量が全体の1/10を超えると見込まれる者）に対する地方税法第731条の規定に基づく議会による意見聴取
- 11月 県税条例改正案の議会提案
- 平成30年1～3月 法定外目的税の変更に係る総務省協議
- 4月 改正条例の施行

【参考】

27道府県で産業廃棄物税制が導入されている。（税率はいずれも1,000円/トン）

鳥取中央農業協同組合の不祥事への対応について

平成29年10月6日
行政監察・法人指導課
農林水産総務課

鳥取中央農業協同組合（以下「JA中央」という。）が、9月29日（金）農協職員の不祥事件を公表した。県としては、本件が信用業務に係る業務上横領であることに鑑み、原因究明及び再発防止を図るため、検査を行ったのでその概要を報告する。

記

1. 不祥事の種類等

- (1) 種類：業務上横領
- (2) 被害額：27,832,265円
- (3) 実被害額：無し
- (4) 期間：平成27年5月～平成29年7月

2. 当事者

- (1) 男性 55歳（在職期間 35年10ヶ月）
- (2) 役職 北栄営農センター（管理職）：平成29年4月～
（前）大栄支所組合員課（管理職）：平成24年8月～平成29年3月

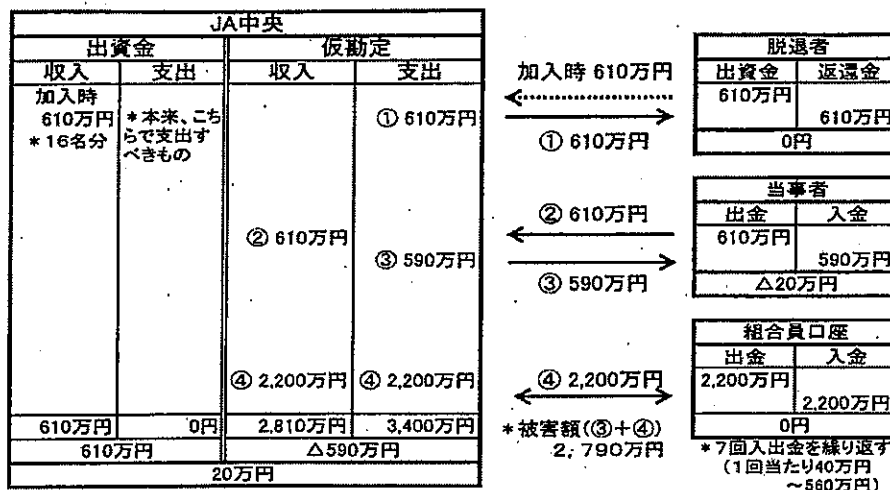
3. 発覚の端緒等

- (1) 端緒：平成29年8月8日、組合員から共済掛金の引落としができないとの相談があり、JA中央が調査したところ、8月22日に当事者が組合員口座から無断引落しを行ったことを認めた。
- (2) 動機：不適切な事務処理に使用した仮勘定に穴埋めするため、組合員貯金口座からの無断引き落としを繰り返した。

4. 横領に至った経緯

- (1) 当事者は、組合員から組合脱退届を受領しながら事務処理を怠り、組合出資金の支払を行うことができなくなった。そのため、平成27年5月以降、組合の仮勘定から支払いを行った。
- (2) 農協が四半期毎に行う仮決算で発覚を免れるため、当事者の資金及び親戚から借り入れた資金を仮勘定へ充当した。
⇒当事者の資金等で仮勘定へ充当した総額 6,105,947円（9件）
- (3) その後、親戚への返済や教育資金が必要になり、仮勘定から親戚や当事者の貯金口座等へ振り込みを行った。
⇒仮勘定から当事者口座等へ振り込みした総額 5,874,023円（9件）
- (4) 再び、四半期決算を迎え仮勘定の整理が必要となったため、組合員貯金口座から無断引き落としを行った資金を仮勘定に充当。仮決算後に訂正処理を行うことで元に戻し、その後も仮決算時に、同様の処理を繰り返した。
⇒組合員貯金口座から引き落としした総額 21,958,242円（29口座）
- (5) JA中央は顧問弁護士と相談の上、上記（3）と（4）の合計額27,832,265円を被害額と認定したが、実被害額は無いとしている。

【資金の流れ概略イメージ】



5. 当事者等への処分

- (1) 当事者
懲戒委員会での協議を経て、理事会（9/29）にて解雇処分を決定
- (2) 役員・関係者への処分
管理監督責任についても、懲戒委員会及び役員責任調査委員会での協議を経て、同理事会（9/29）にて、当時の役員・現役役員の処分（退任時報酬月額の10%を1ヶ月自主返納等）と管理職7名の処分（1ヶ月減給処分等）を決定

6. 県の検査実施

- (1) 目的等
組合員の貯金口座から無断で資金を引き出すという、信用業務に係る重大な不祥事であることから原因究明及び再発防止等を図るため、農業協同組合法第94条第3項の規定により検査（必要に応じて行う随時検査）を実施した。
- (2) 実施日
10月3日（火） 9時～17時
- (3) 検査場所
JA中央本所、大栄支所、北栄営農センター
- (4) 検査職員
行政監察・法人指導課職員 4人
農林水産総務課職員（立会） 2人
- (5) 検査結果
次のとおり、不祥事に至った原因、問題点が認められた。
 - ① 組合員脱退処理手続等の不徹底
・ 組合員脱退及び出資金払戻処理が長期間放置されており、進捗がチェックできる体制となっていなかった。
 - ② 組合会計からの横領
・ 組合内部会計からの振替のために当事者が金融窓口を持ち込んだ「振込依頼書」等について、金融窓口で不備を見過ごしたまま処理を行っていた。
 - ③ 組合員貯金口座からの無断引落等
・ 組合員貯金口座の引落・入金処理に係る伝票を、当事者本人が作成、確認（決裁）しており、けん制機能が働いていなかった。
・ 金融窓口で、伝票の不備を見過ごしたまま処理を行っていた。

7. 今後の対応

- (1) 県は、検査結果をより精査し、不祥事に至った原因、問題点等を踏まえてJA中央を指導し、JA中央から再発防止に向けた取組等について報告を受けながらフォローアップを行っていく。
- (2) JA中央は、全従業員を対象としたコンプライアンス研修会を開催（10/4～6）するとともに、組合員口座の引落・入金に係る適正処理等について、事務手続きを再度整理（JA鳥取信連とも相談し関係書類の書式を変更する等）の上、実務担当課長会等を10月中に開催し徹底を図ることとしている。

県政モニタリング事業「第2回モニター会議」の概要について

平成29年10月6日
行財政改革局業務効率推進課

県民参加型の行政評価として、平成28年度から実施している「県政モニタリング事業」について、第2回モニター会議を開催し、県政テーマの関連事業の改善策について、モニター間で意見交換を行いました。

今後、提案に対する所管課の対応方針を県ホームページで公表するとともに、平成30年度当初予算要求や事業実施に反映させていくこととしています。

1 開催日、場所 9月10日(日)、鳥取県立倉吉未来中心

2 モニタリングの対象とするテーマと関連事業

(1) テーマ1 「地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系の確保」

- ・地域バス交通等体系整備支援事業
- ・みんなが乗りたくなる公共交通推進事業

(2) テーマ2 「高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進」

- ・就活前の若者の県内就職促進事業
- ・保護者への就職サポート支援事業
- ・大学との連携事業
- ・とっとりインターンシップ事業
- ・中高生向けキャリア教育事業
- ・採用企業情報発信強化事業

3 県政モニターからの改善提案 ※主なものを抜粋

(1) テーマ1 (県政モニター：4名、コーディネーター：鳥取大学理事・副学長 細井由彦氏)

○バス路線図、マップの充実

- ・地図上に路線図や料金等を掲載した分かりやすいマップを作成してはどうか。

○分かりやすいバス停の名称表示

- ・バス停の名称に大型商業施設、公共施設等の分かりやすい名称を使用してはどうか。

○バスロケーションシステムの利便性向上・周知

- ・バスロケーションシステムのPRを強化すべき。
- ・バスロケーションシステムにバス停位置や路線を追加したほうが良い。

(2) テーマ2 (県政モニター：4名、コーディネーター：鳥取大学名誉教授 藤田安一氏)

○企業の採用力アップ

- ・リクルーター育成セミナーを定期的で開催してはどうか。

○企業の情報発信の強化

- ・就職支援サイトへの企業情報掲載にかかる経費補助を拡充してはどうか。

○子どもに対するキャリア教育

- ・将来、鳥取で生活していくことのメリット(家計・住環境・子育て環境等)を家庭の中で話し合える副教材を作成し、小・中学校に配布してはどうか。

【参考：県政モニタリング事業の流れ】

第1回モニター会議(7/30(日))	第2回モニター会議(9/10(日))	10月以降
県民目線で課題を考える	改善提案をとりまとめる	改善提案を予算要求等に反映
<ul style="list-style-type: none"> ・モニター会議で関連事業の議論を行い、課題を抽出 ※会議後、関連事業の改善策についてレポートを提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター会議で関連事業の改善策の議論を行い、意見のとりまとめ ・改善提案を県に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月上旬に県HPでモニターからの改善策を公表 ・担当所属が改善提案を平成30年度当初予算要求や今後の事業実施に反映

部分について、今回開催。

北朝鮮による拉致被害者等帰国支援に向けた啓発活動について

平成29年10月6日
人権・同和对策課

北朝鮮による拉致問題は一日も早く全面的に解決されるべき喫緊の課題であり、本県出身の松本京子さんをはじめ拉致されたすべての方々の一日も早い帰国の実現は、県の最重要課題です。

このため、継続的な国への要望活動に努めるほか、「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年ー」上映会の開催などにより、拉致問題早期解決に向けた機運を高めていきます。

1 拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子

県民の拉致問題に関する関心を高め、県民世論をもって拉致問題の早期解決の促進を図ることを目的として開催します。

なお、今年度も国との共催による地方版「拉致問題を考える国民の集い」として実施します。

- (1) 日時 平成29年10月14日(土) 14時～16時
- (2) 会場 米子コンベンションセンター 国際会議室(米子市末広町)
- (3) 主催 国(政府拉致問題対策本部)、鳥取県、米子市、日南町、大山町、伯耆町
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための鳥取の会
- (4) 内容
 - 拉致被害者ご家族メッセージ
(政府認定拉致被害者御家族) 松本 孟(まつもと はじめ)さん
(特定失踪者御家族) 古都 資朗(ふるいち しろう)さん、上田 淳則(うえだ あつのり)さん
 - 拉致問題啓発映像作品上映
国制作DVD「メッセージ～家族たちの思い～」(松本孟さんのメッセージ、宅麻伸さん(俳優)朗読)
 - 拉致被害者友人からのメッセージ
松本京子さんの友人からのメッセージ披露(司会者代読)
 - 講演「拉致被害者救出のために、今私たちは何をなすべきか」
講師 特定失踪者問題調査会 代表 荒木 和博(あらき かずひろ)氏

2 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年ー」上映会

- (1) 日時 平成29年11月19日(日) 13時～15時
- (2) 会場 鳥取県立図書館 大研修室
- (3) 主催 国(政府拉致問題対策本部)、鳥取県

【参考(拉致問題にかかる本県の取組)】

1 国(内閣府 拉致問題担当大臣)への要望

- ・平成28年度の要望活動5回(県独自4回、知事の会1回)
- ・平成29年度の要望活動5回(県独自4回、知事の会1回)
(平成29年8月10日 米子市長とともに要望)

2 啓発事業

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」(米子市で平成22年度から毎年開催)
- ・拉致問題人権学習会(出前講座、出前授業)の開催(平成28年度 5回開催)
- ・県広報(県政だより(10月号)、人権局ホームページ、ラジオ放送など)

鼎談「鳥取に進駐軍がいた頃」の開催及び占領期の鳥取を知る会の状況について

平成29年10月6日

公文書館

7月から月1回の連続講座として実施している「占領期の鳥取を語る会」では、英文の軍政部活動報告の解説を通じて、日本に残っている資料だけではわからなかった占領期の県内の課題とその具体的対策や、占領軍と県民との関係の変化などが浮き彫りになってきました。

ついては、11月例会では、当時を知る有識者の鼎談により、来場者の皆さんとともに占領期の思い出を語る会を開催します。

- 1 日時 11月4日(土) 午後2時～午後3時30分
- 2 会場 鳥取市歴史博物館 地下1階常設展示室フリースペース(鳥取市上町)
- 3 内容 鼎談「鳥取に進駐軍がいた頃」

話者 清末忠人さん(元県立科学博物館学芸員、元小学校長)

松田章義さん(元高等学校長)

聞き手 小山富見男(新鳥取県史編さん委員)

テーマ 鳥取にやってきた進駐軍の思い出

進駐軍が接収した住宅のこと

占領期とはどういう時代だったか 等

※来場者のみなさんとのやりとりで、鳥取の占領期を浮き彫りにします。

- 4 定員 60名(予約不要・先着順)
- 5 主催 鳥取県立公文書館県史編さん室、鳥取市歴史博物館
- 6 共催 鳥取県社会福祉協議会・とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」
- 7 占領期の鳥取を知る会の状況

(1) 開催状況

7月1日 占領期のTOTTORIを知る会(参加者120名)

7月29日 1946.8.31付レポートの解説(同15名)

8月26日 1946.9.16付レポートの解説(同13名)

9月16日 1946.10.1付レポートの解説(同13名)

10月14日 鳥取市上町グランドアパートの見学(予定)

(2) これまでに判明した主な内容

- ・GHQが特に関心を寄せている事項は、コレラ・チフス・疱瘡・性病などの感染症対策、米子鉄道管理部や鳥取県農民総同盟、鳥取県教育会などの組合活動、朝鮮人の帰還計画の実行、賠償指定工場の保安全管理等である。
- ・昭和21年9月、二十世紀梨の生育状況調査が行われ、戦中戦後の物資供給不足のため、肥料、袋用ワックス、病害防除液の不足による未熟または落果のため供給量が少なく高値となっていた。
- ・昭和21年9月、SCAP(連合国最高司令官)科学顧問が鳥取農業専門学校(鳥取大学農学部的前身)を視察し角倉校長らと懇談。大山周辺の黒土の有効利用について意見を交わした。
- ・進中軍と県民の関係は良好に推移していたが、1946.10.1付レポートでは「以前は占領軍のクルマが通り過ぎると子どもたちが占領軍兵士に対して“hello”“good-by”の言葉を投げかけたが、今は無表情に見つめるだけ」であると変化が見られる。背景に、占領軍兵士による交通事故や犯罪、教育担当官による学校視察の影響が窺える。
- ・オーストラリア戦争記念館が所蔵・公開している英連邦軍関係資料の中に鳥取県関係資料を発見した。(英空軍による美保飛行場建設の動画、ニューギニアで豪州軍に拾得された日の丸の寄せ書き、鳥取県出身捕虜のポートレートなど)